

史跡小笠原氏城跡保存活用計画【概要版】

はじめに

史跡小笠原氏城跡保存活用計画について

本計画は、史跡小笠原氏城跡を次世代へ継承し、活用を図るため、史跡の持つ本質的な価値を明確化し、史跡の重要性を周知するとともに、現状と課題を踏まえた上、史跡の保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の在り方について、基本方針を示すことを目的として策定するものです。

策定に当たっては、有識者や地域関係者（保存団体代表、町会長（井川城下区町会、入山辺橋倉町会、里山辺林町会））からなる「史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会」を令和2年8月に設置し、計画案の検討を行いました。

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

計画の構成

第1章 保存活用計画策定の目的と経緯	第7章 保存
第2章 史跡の概要	第8章 調査研究
第3章 調査成果	第9章 活用
第4章 史跡の本質的価値と構成要素	第10章 整備
第5章 史跡の現状と課題	第11章 運営・体制の整備
第6章 大綱・基本方針	第12章 施策の実施計画の策定と経過観察

史跡指定の経過

名 称	小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡
指定年月日	平成 29 年 2 月 9 日（井川城跡、林城跡（大城）） 平成 31 年 2 月 26 日（林城跡（小城））
指定面積	509,527.82 平方メートル (井川城跡：7,970.28 m ² 、林城跡 大城：353,627.54 m ² 、小城：147,930.00 m ²)

年	月	内 容
平成 25 年	6月	松本市中条保育園の移転計画に伴い、井川城跡の試掘調査を実施
	8月	中山、入山辺、里山辺の3地区から、県史跡小笠原氏城跡（林城跡、埴原城跡、山家城跡、桐原城跡）の国史跡指定要望
	8月	井川城跡第1次発掘調査開始
平成 26 年	4月	井川城跡第2次発掘調査開始
平成 27 年	6月	井川城跡と林城跡（大城、小城）の3城跡での史跡指定方針を文化庁と協議
平成 28 年	7月	井川城跡と林城跡（大城）の史跡指定に係る意見具申書を提出
	10月	林城跡（小城）発掘調査開始
平成 29 年	2月	井川城跡と林城跡（大城）が「小笠原氏城跡」として国史跡に指定
平成 30 年	7月	林城跡（小城）の追加指定に係る意見具申書を提出
平成 31 年	2月	林城跡（小城）が追加指定

史跡小笠原氏城跡の概要

史跡小笠原氏城跡について

史跡小笠原氏城跡は、平地に築かれた井川城跡と山地に築かれた林城跡からなり、室町時代に信濃守護であった小笠原氏の拠点として機能していました。

井川城跡は、薄川や田川の合流地点の南側の低湿地に位置し、発掘調査により南北 100 メートル、東西 70 メートルの土壇状の盛土や礎石建物跡等が確認されました。これらの遺構から、低湿地の中にある微高地に大規模な造成を行って築かれた方形の居館跡であることが分かりました。

林城跡は、大城と小城の2つの城で構成され、鉢巻状の石積を伴う主郭、尾根上に築かれた無数の曲輪群、豊堀と一体化した堀切等、松本平に特有な戦国時代の山城の姿を良好に残しています。

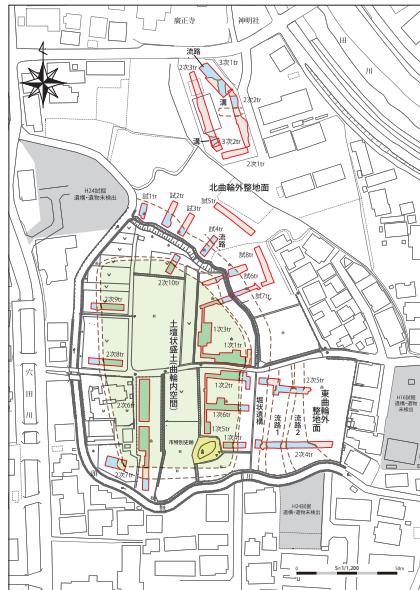
また、大城と小城の間の谷部には居館を始めとする小笠原氏の本拠があったと推測され、平成 14 年度に行われた林山腰遺跡の発掘調査では、その一端を示す中世の遺構や遺物が確認されました。井川城跡と林山腰遺跡の発掘の成果から、15 世紀末までに小笠原氏の拠点が井川城から林城へと移動したことが明らかになりました。

井川城跡

井川城跡は、小笠原貞宗が 14 世紀前半に構えたと推定されています。小笠原氏は、拠点を井川から林へ移しますが、その時期については小笠原氏の系図や伝承から 15 世紀中頃とされています。

江戸時代に松本藩が藩領の地理や歴史をまとめた『信府統記』には、「井河ノ城」として、地形が少し高く、東に虎口（出入口）の跡が 1 か所、城内は畠になり、四方は沼地となっていたことが書かれています。城内の様子は、江戸時代中頃には既に現在と同じ状況であったことが分かります。

■ 井川城跡の発掘調査範囲図

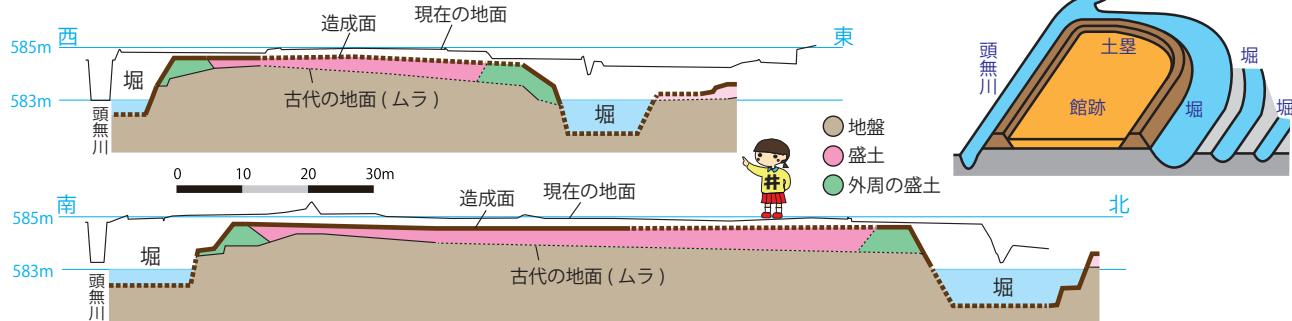


■ 現在の井川城跡



伝櫓台跡

■ 井川城跡の地盤断面（堀と盛土）



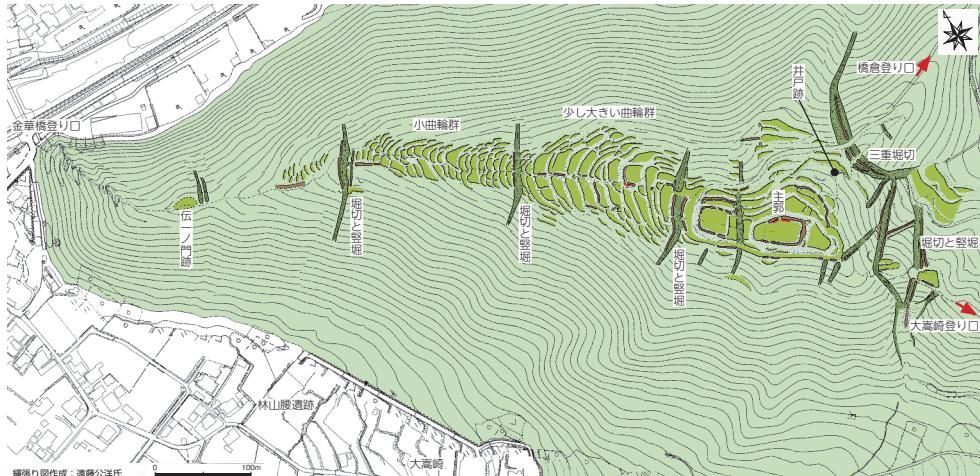
林城跡（大城・小城）

林城は、井川から林へ館を移した小笠原清宗が築いたとされ、15世紀中頃から後半の始めの間であつたと考えられています。天文14年(1545)には、信濃への侵攻を始めた武田晴信(信玄)により林周辺及び小笠原館が放火されており、天文19年(1550)には深志・岡田・桐原・山家の4城と共に林城は自落しました。

武田晴信は深志城を拠点とし、武田氏滅亡後も木曾氏、小笠原氏共に深志城に入っていることから、林城が自落後どのように利用されたか明らかになつていません。武田氏滅亡後の天正10年(1582)に松本に戻った小笠原貞慶の代に、修築の手が加えられた可能性も指摘されています。

今日見る大城は尾根伝いに続く膨大な数の曲輪群と大きな堀切、小城は小規模ながら曲輪や堀切、畝状堅堀を駆使した縄張りと石積をめぐらせた主郭が特徴です。

■ 大城の縄張図



大城主郭



大城主郭の石積

■ 小城の縄張図



小城主郭



小城主郭の石積



大城の切岸と曲輪



大城の堀切

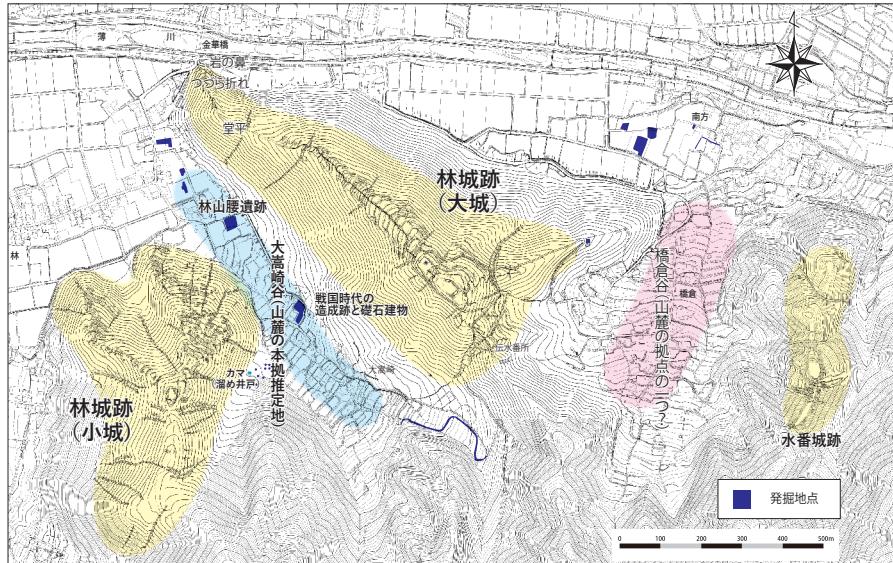
史跡小笠原氏城跡の概要

林城跡と関係する周辺の遺跡

○林山腰遺跡 大城と小城にはさまれた大嵩崎谷に広がり、平成14年度の発掘調査で中世に造成された平場群が確認されました。大型の礎石建物跡と平場を縁どる石列、15世紀後半～16世紀初頭の中国産陶磁器や瀬戸産陶器が見つかり、山麓に小笠原氏の拠点があったと考えられます。

○水番城跡 大城の東側、橋倉谷を隔てた南方山に主郭を構える小規模な山城で、大城の水源警護を目的に小笠原清宗が築城したと伝わります。主郭には、背面を中心に鉢巻状の石積が残り、堀切は4重となっています。堀切背後の西斜面の畝状堅堀、合流する堅堀など、林城跡との共通点が見られます。

■ 林城跡と周辺の史跡



大嵩崎谷と林山腰遺跡



水番城跡遠景

史跡小笠原氏城跡の本質的価値（国指定史跡としての学術的価値）

1 信濃守護小笠原氏の居城であること

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の侵攻により信濃を追われるまでの居城であることが、文献史料、発掘調査等により明らかにされています。

2 室町時代から戦国時代への領主の居城の変遷を知ることができる

中・近世の史料と井川城跡、林山腰遺跡の出土遺物から裏付けられた、小笠原氏の井川城から林城への拠点移動は、戦国時代の軍事的な緊張の高まりの中、列島規模で行われた平地居館から山城への地域領主の拠点移動の状況を具体的に示しています。我が国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を示す典型例であり、保存状態も良好であることに極めて高い価値があります。

3 信濃を取り巻く諸勢力の軍事的、政治的な動向をうかがうことができる

3城跡は、信濃守護に任じられてからの小笠原氏による信濃支配、小笠原氏の分裂、武田晴信の信濃侵攻による小笠原氏の信濃退去に至るまでの変遷を示すとともに、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的な動向を知る上でも重要です。

4 中世的な支配構造から近世的な支配構造への変化を捉えることができる

戦国時代から江戸時代初めにかけて、方形居館や山城を中心とした中世的な支配構造から、平地の拠点城郭を核とする近世的な支配構造へと変化を遂げました。その過程を、松本市域の4km四方の中に所在する、小笠原氏城跡と松本城という中・近世の城郭遺産によって総体的に捉えることができます。

史跡小笠原氏城跡の目指す姿（大綱）と基本方針

大綱

- 1 信濃守護小笠原氏の拠点となった城跡を適切に保存し、時代ごとに特徴の異なる城館の姿を感じながら、信濃における室町時代から戦国時代の歴史はもとより、我が国における領主拠点の移り変わりを学べる場として活用を図ります。
- 2 史跡小笠原氏城跡の本質的価値、魅力、調査研究の成果等を積極的に情報発信するとともに、市民に親しまれ、史跡の持つ魅力を伝えられる整備を行うことによって、多くの人から大切にされる史跡として次世代へ継承されていくことを目指します。

基本方針

1 保存

- (1) 史跡の本質的価値を次世代へ継承するために、周辺の環境にも配慮した保存の方法を定めます。
- (2) 遺構保存のために必要な調査を行い、適切な保存の手法を検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡を保存の中核としますが、史跡の本質的価値に関する周辺環境についても保存を図ります。
- (4) 史跡の保存のために、必要に応じて史跡の追加指定や公有化を検討します。

2 調査研究

- (1) 史跡の保存活用のための調査研究を継続して行い、史跡小笠原氏城跡の本質的価値をより明確にします。
- (2) 史跡小笠原氏城跡に関する遺跡についても、調査研究を行い、新たな価値付けの発見に努めます。
- (3) 調査研究の成果は、史跡の保存活用に活かすとともに、積極的に公開します。

3 活用

- (1) 史跡の本質的価値、魅力、重要性を多くの人に理解してもらえる活用を行い、保存につなげます。
- (2) 史跡小笠原氏城跡をとりまく周辺の文化財や、松本城や市内の山城等の城郭を始めとした関連文化財を広域的につなぎ、一体となった活用を行います。
- (3) 史跡に求められているニーズを把握し、地域や学校教育での学習、地域づくりの場、観光資源としての活用など、多くの人に活用してもらえる史跡を目指します。

4 整備

- (1) 遺構の保存を第一とし、史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえるよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら、段階的な整備を行います。
- (2) 史跡の景観に調和した整備を行うとともに、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を見学、利用でき、市民に親しまれる整備を行います。
- (3) 室町時代から戦国時代の城館の姿を体感できる整備を行います。

5 運営・体制の整備

- (1) 土地所有者や関係する団体、機関と連携して史跡の保存活用を図れる体制を構築します。
- (2) 保存活用事業を行うに当たり、地域住民や関係する団体との連携を強化しつつ、事業の協働・支援を行います。

史跡小笠原氏城跡の保存

指定地全体

史跡小笠原氏城跡に関する発掘や文献史料等による調査を継続し、新たな価値の発見や、遺構の残存状況の把握に努め、適切な保存を行います。また、本質的価値に関する周辺環境についても、土地所有者や関係機関等と連携し、一体的な保存を図ります。さらに、史跡小笠原氏城跡の保存に対する考え方を、遺構の立地や周辺環境に応じて地区区分ごとに明示するとともに、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対し、取扱基準を設定し、本質的価値が損なわれないよう、保存の方法を定めます。

井川城跡の地区区分と保存の方法

A-1 (主要遺構が残る民有地区域)

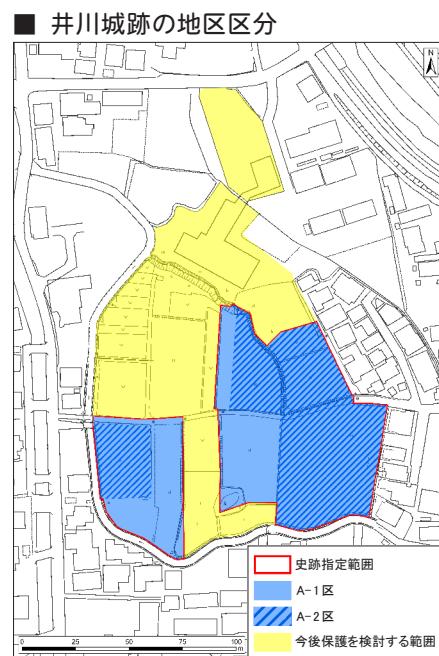
- ・遺構が検出された深さの周知を行うなどし、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら適切な保存を図ります。
- ・公共下水道等、周辺住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。
- ・土地所有者・利用者の理解と協力を得ながら公有化を目指します。

A-2 (主要遺構が残る公有地区域)

- ・遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。
- ・史跡の保存活用の支障となるものについては、関係者との協議の上、移転・除去などの整理を進めます。
- ・公共下水道等、周辺住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。

今後保護を検討する範囲

- ・追加指定や公有化を検討し、土地所有者の理解、協力を得ながら、遺構の保存を原則とした周知の埋蔵文化財包蔵地としての保護を図ります。
- ・地下遺構が誤って毀損されないように、遺構が検出された深さの周知を行います。また、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら地下遺構の保存を図ります。



林城跡の地区区分と保存の方法

A-a区 (主郭を中心とした主要遺構が残る区域)

A-b区 (主要遺構が残る区域)

- ・日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。
- ・石積は現状維持を原則とし、現状記録等を行い、適切な保存を図ります。
- ・石積の崩落等のおそれがある場合は、予防措置を図り、必要に応じ修理等の方法を検討します。
- ・遺構の保存、見学者の安全確保の観点から、マウンテンバイク等の乗入れを禁止するサイン等を設置し、定期的な見回りを行います（大城）。

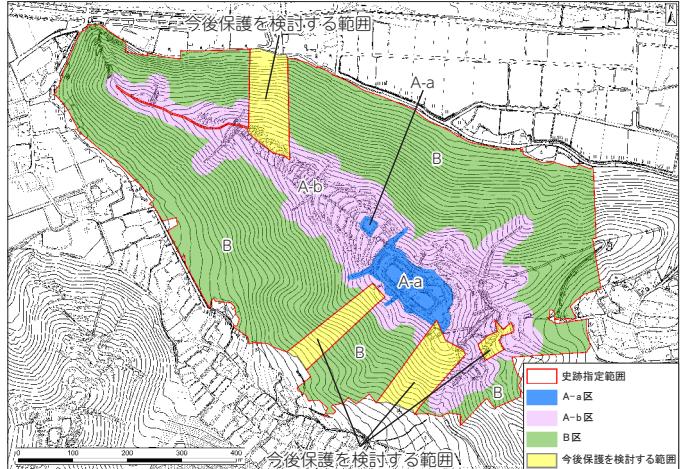
B区 (急傾斜森林区域)

- ・原則として現状の地形を保存します。
- ・大部分が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、近隣住民の安全を優先とし、関係機関と協力し保護を図ります。

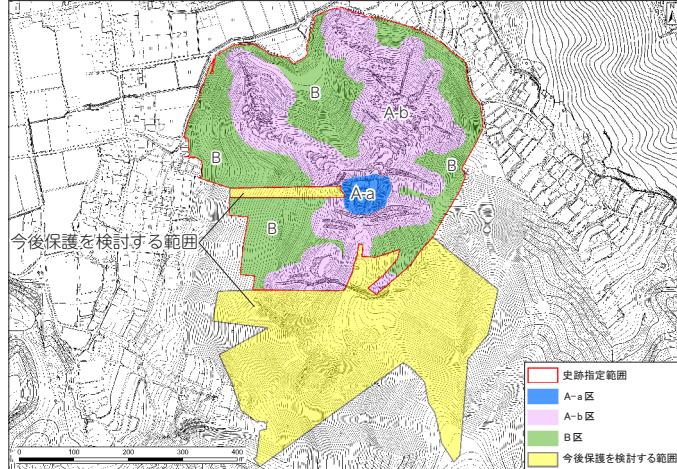
今後保護を検討する範囲

- ・遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれない範囲は、遺構や景観の保護について土地所有者等の理解、協力を求め、今後の調査によって遺構が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含めます。

■ 大城の地区区分



■ 小城の地区区分



現状変更等の取扱いについて

文化財保護法では、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為をする場合、文化庁長官又は松本市教育委員会の許可を得ることが必要です。史跡小笠原氏城跡を適切に保存するため、現状変更等の取扱方針を本計画で定めました。

○現状変更等の取扱方針

史跡指定地内で、史跡の本質的価値に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めません。ただし、保存活用に資するために計画される調査研究及び整備、史跡の管理上必要な行為のほか、土地所有者や近隣住民等の生活、農林業等の生業に関わるものや、公益・公共的施設、防災関連施設、便益施設、森林管理等に伴う現状変更等は、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるものは認めます。

○現状変更等として想定される行為の例

発掘調査等学術目的の調査、史跡の保存・活用・整備上必要な行為、土地所有者・周辺住民の日常生活・生業・森林の維持管理に必要な行為

○現状変更等許可を必要としない行為の例

史跡が毀損した場合の応急措置、復旧

○現状変更等に当たらない行為の例

日常的な維持管理行為(清掃、除草、支障枝せん定等)、既存施設の維持管理行為、遺構面に及ぼない深度の耕作・農業行為

史跡の追加指定について

地区区分で今後保護を検討する範囲とした場所は、史跡の本質的価値に係る遺構・遺物の存在が確認・推測されていることから、土地所有者の意向を尊重し、理解を得ながら追加指定を進めます。今後の調査研究により、史跡の本質的価値に係る遺構があると推定された範囲は、追加指定を検討します。

指定地の公有化について

井川城跡は、中心市街地に位置し、積極的な保護を図る必要があることから、土地所有者の意向を尊重し、理解を得ながら公有化を進めます。林城跡は、山地に位置し開発等のおそれが多いことから、現状維持を基本とします。重要遺構の保存や整備を行う必要のある場所については、公有化を検討します。

史跡小笠原氏城跡に関する調査研究

指定地全体

史跡を適切に保存するために、遺構の範囲や現状を確認するための調査を行います。また、史跡の活用、整備に必要な発掘調査の実施や、史跡指定地周辺の調査研究の実施を検討します。

- 1 遺構を適切に保存するために、遺構の範囲や内容の確認調査、遺構の破損状況調査等を実施します。
- 2 遺構の復元、表示等の活用、整備に必要な情報を得るための発掘調査を行います。
- 3 史跡小笠原氏城跡の歴史的環境等について、絵図や文献史料での調査を引き続き行います。
- 4 指定地周辺で史跡の本質的価値との関係が推定される範囲の発掘調査等の調査を検討します。
- 5 調査の現状や成果を発掘調査現地説明会や市ホームページ等で随時公開するとともに、調査終了後に発掘調査報告書を刊行し、学術的な成果を広く公開します。

井川城跡

既存の調査成果のほか、保存、活用、整備等のための調査が必要な場合は、発掘調査が未実施の範囲について、追加調査を行います。

林城跡

- 1 遺構の範囲確認のための縄張調査、航空レーザー測量等の実施を検討します。
- 2 曲輪や石積等の地上露出遺構の現状記録や破損状況確認のための調査を行います。

史跡小笠原氏城跡の活用

郷土を代表する文化財として親しみを持ち、学校教育や生涯学習の場で活用してもらえるよう、史跡の本質的価値を体感できる環境づくりや情報発信を行います。また、周辺文化財と一体となった活用や様々な層への情報発信の手法を検討し、地域づくりや観光につながる活用を推進します。

活用に係る各種事業の計画、実施に当たっては、地元町会や保存団体など、地域住民との協働を行うことで、より多くの市民が参画する、地域に根差した活用を図ります。

1 学校や生涯学習の場での活用

- (1) 出前講座の実施や現地での学習を支援する等、学校や生涯学習の場で積極的に活用してもらえる仕組みづくりを検討します。
- (2) 井川城跡と林城跡を結ぶウォーカラリーや山城の立地を活用した自然観察を行う等、様々な視点での講座を模索し、幅広い層の方に史跡小笠原氏城跡を周知する取組みを検討します。

2 周辺文化財と一体となった活用

- (1) 史跡小笠原氏城跡の理解を深め、地域の魅力や回遊性の向上につなげるため、関連する文化財や伝承地等を巡る散策ルートの設定、博物館等の周辺施設との連携等を検討します。
- (2) 松本城や県史跡の埴原城跡、山家城跡、桐原城跡等、関連する城跡と一体的な活用を検討します。

3 情報発信

史跡小笠原氏城跡への興味関心を高めてもらえるよう、史跡小笠原氏城跡の魅力、調査研究の成果や整備の過程等を、パンフレット、市ホームページ、SNS等により常時発信し、最新の情報を市民、観光客等と共有します。

史跡小笠原氏城跡の整備

指定地全体

1 全体の方向性

- (1) 整備の具体的な内容、事業計画等を定める整備基本計画を策定し、保存と活用の両面の調和のとれた整備事業を計画的に実施します。
- (2) 整備は、調査研究によって得られた学術的成果に基づいて実施します。
- (3) 事業を適切かつ効果的に実施するため、計画段階から有識者や地域関係者からなる委員会と、長野県教育委員会、文化庁の指導助言を仰ぎながら実施します。
- (4) 整備に伴う発掘調査の現地説明会や整備工事見学会等の開催、発掘調査や整備状況の情報発信を行い、史跡や整備事業に対する市民理解を得ながら事業に取り組みます。

2 保存のための整備（修理）

- (1) 日常的な維持管理、経過観察を適切に行います。
- (2) 現状調査や破損状況調査等を実施し、修理を要する箇所等をあらかじめ把握し、毀損の未然防止や計画的な修理を実施します。
- (3) 史跡の毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取り、毀損の程度、発生原因等に応じた方法を検討し、必要な手続きを行った上、復旧を実施します。

3 活用のための整備（遺構表示、復元、案内板等設置、便益施設整備等）

- (1) 史跡小笠原氏城跡に対する理解を深め、誰もが室町時代から戦国時代の城館を体感できる整備活用を目指します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡の理解促進と歴史的景観の向上等のための整備、快適で安全な利用環境を提供するための整備、市民の憩いの場や地域の活動の場としての環境整備等を計画的に実施します。

井川城跡

- 1 史跡の追加指定と指定地の公有化によって保存範囲の拡大を図りながら部分的な整備を実施し、公有化の進捗状況を踏まえて井川城跡全体の本格的な整備に取り組みます。
- 2 説明板等による基本的な情報の提示、遺構の平面表示や復元整備等を行います。
- 3 市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域の活動の場としての活用が可能となるよう整備を進めます。

林城跡

- 1 石積等の露出遺構の現状調査、破損状況調査に基づく保存のための整備に計画的に取り組みます。
- 2 史跡指定範囲が広いことから、活用のための整備は遊歩道・見学路沿いや主要な遺構が集中している範囲を中心に実施することとします。
- 3 林城跡を構成する特徴的な遺構に対する現地の説明板や、城跡の構造等に関する説明板の設置等によって史跡の理解を手助けし、遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるようにします。

史跡小笠原氏城跡の保存活用の運営・体制の整備

史跡小笠原氏城跡を適切に保存、活用、整備するために、有識者や地域住民からなる委員会の設置や、府内及び関係機関等との運営・体制の整備を行います。また、地元町会や保存団体等との情報共有や連携協力を図り、地域と行政が一体となった史跡の保存活用を行います。

1 保存、活用、整備体制の整備

- (1) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施については、有識者や地域関係者等からなる委員会を設置し、文化庁及び長野県教育委員会の指導助言を得ながら行います。
- (2) 府内の関係課及び関係機関と連携して、適切な保存を行える体制を構築します。

2 地域との協力体制の整備

- (1) 地元町会や保存団体等との連携を図り、史跡小笠原氏城跡の調査研究成果等の情報共有、連携事業等を行うほか、日常管理についても連携協力できる体制を整備します。
- (2) 市民参加型の保存、活用、整備等に関する事業の検討や、講演会等の普及公開事業を継続して行い、史跡の保存活用の機運を高める取組みを行うことで、担い手となる人材の確保につなげます。
- (3) 地元団体、保存団体による史跡の保存活用活動に対し、引き続き補助金の交付等の支援を行います。

施策の実施計画の策定と経過観察

実施計画

計画に定めた各施策の方向性や、方法について計画的に進めていくため、整備基本計画策定及び優先順位の高い施策を短期計画とし、将来的に行う必要がある施策を中心・長期計画として、実施計画を作成しました。

各施策は、有識者や地域関係者からの指導助言、土地所有者や地元市民の意見、土地の公有化の状況等を踏まえながら実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

経過観察

史跡の保存活用を計画的に実施するために、計画策定後の事業の進捗状況、事業効果等の経過観察を行い、解決すべき課題や見直しの必要性を把握し、事業の適切な推進を図ります。

経過観察に当たっては、事業の進捗状況等について自己点検を行い、課題の把握や見直しの必要性の検討を行います。また、松本市が実施している行政評価等により、事業の達成状況等を検証し、議会、市民に公開します。

史跡小笠原氏城跡保存活用計画【概要版】

編集発行 松本市教育委員会 文化財課（史跡整備担当）

〒390-0823 長野県松本市中山3738-1

電話：0263-85-7064／Fax：0263-86-9189／E-mail：bunka@city.matsumoto.lg.jp

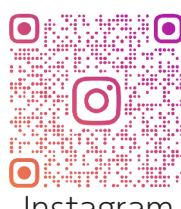
文化財情報を発信するSNSを開設しています

松本市教育委員会文化財課では、市民を始めとする多くの方々に文化財をより身近に感じていただくため、松本市内の文化財情報を発信するSNSを開設しています。

指定・未指定文化財の紹介、文化財関連イベントの紹介など、市内の文化財の魅力を発信していますので、ぜひご覧ください。



Facebook



Instagram